

2014年7月23日

## 国際商取引学会：「全国大会個別報告募集要項」

国際商取引学会の全国大会における個別報告の募集は、下記の要項により実施する。

### 記

#### 1. 応募資格

- (1) 応募資格者は、原則として応募時において会員である者に限定する。
- (2) 応募時において会員ではない者は、例外として、報告時までには会員となることを条件に報告を認める。

#### 2. 応募審査基準

応募に対する審査は次の諸事項を勘案し、学会事務局が総合的に判断する。

- ① 研究課題の斬新さや重要性
- ② 研究報告の質
- ③ 法学と商学および研究者と実務家のバランス
- ④ 研究経験年数のバランス
- ⑤ 過去3年間における報告の有無およびその内容

なお、応募者多数の場合は、若手を優先する。

#### 3. コメンテーターの選定

報告に対するコメンテーターの最終決定は、学会事務局が行うものとし、報告応募者による希望のコメンテーター候補者の指定に拘束されないものとする。

#### 4. 報告内容の年報掲載基準

- (1) 個別報告の報告者は、その口頭報告に基づき「報告論文」(20,000字以内)を執筆するものとする(締切は2014年12月初旬を予定)。ただし、年報への掲載の可否は、『国際商取引学会年報』掲載原稿審査要領に従う審査により、決定する。報告内容が自動的に年報に掲載されるわけではないことに注意されたい。
- (2) 「商取引実務解説」については、応募者の希望により、又は性質上査読になじまないと学会事務局が判断した場合は、シラバス(5,000字以内)のみを掲載するものとする。

#### 5. 学会事務局の指定による個別報告

学会事務局は、適宜個別報告者を応募者以外からも選定することができるものとする。学会事務局により選定された報告者については、応募審査の対象外とする。

以上